

消費者トラブルは、公的機関にご相談ください

消費者トラブルに巻き込まれたとき、インターネットで検索して上位に出てきた窓口に相談し二次的な被害に遭っているケースがみられます。検索結果の上位に表示されるサイトは、広告費を払ったり（リスティング広告）、検索されやすいサイト上の対策（SEO対策）によるもので、信用性とは関係ありません。

■消費者トラブルの相談は、公的機関をお勧めください

事例1 「過払い金の請求ができる」とテレビやラジオで宣伝しているが、本当にお金が返ってくるのか
⇒過払い金が発生するのは、借金をしたときにクレジット会社や貸金業者に対して利息制限法の上限を超えて返済した場合です。買い物で利用したクレジットカード払いには過払い金は発生しません。

事例2 ロマンズ詐欺でだまされたので「365日、全国対応。ネットでの相談可」とネット広告している弁護士に相談しようと思うが信用できるか

⇒弁護士との委任契約は信頼関係の元に交わされるもので、実際に会って相談することが基本です。SNSや電話だけの相談で委任することはお勧めしません。

■名古屋市消費生活センターの法律相談

借金に関する相談、金融商品に関する相談、65歳以上の高齢者の相談は、消費生活相談員がお話を伺った後、必要に応じて弁護士や司法書士（借金に関する相談のみ）による法律相談をご案内しています。法律相談は、平日午後、消費生活相談員が同席して行っています。まずは、消費生活相談窓口Tel052-222-9671（くろーない）にご相談ください。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります